

北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月27日

北上市長 **市長署名**

北上市条例第23号

北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第28号

北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例の一部を改正する条例

北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（平成3年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～17 [略]	附 則 1～17 [略] <u>18 市長及び副市長の給料は、令和4年10月1日から同年11月30日までの間、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月1日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

市長及び副市長の給料を2月間減額して支給しようとするものである。